

債権譲渡担保論の批判的検討（二）

鳥谷部 茂

- 目次
- 一 本稿の視角
 - 二 債権譲渡担保の認定と効力（以上三二卷四号）
 - 三 将来債権譲渡に関する主要な裁判例（本号）
 - 四 若干の批判的検討
 - 五 むすび

三 将来債権譲渡に関する主要な裁判例

本節では、将来債権及び集合債権を目的とする担保・譲渡の法理を確認し、その問題点を明らかにするために最低限必要な範囲で裁判例を整理・分析する。前稿で述べたように、債権譲渡担保が他の種々の担保方法と競合する場合を検討することによって、より具体的に債権譲渡担保における譲渡人・譲受人・第三債務者の権利義務内容を明らかにし、ひいては現代社会における債権譲渡担保の意義と機能を明確にすることができると考える。バブル経済崩壊後、わが国の担保制度は不良債権の回収を最優先課題とし、担保法改正、特別法の立法、判例法理の展開など急激な変化への対応が求められた。¹⁾ わが国の健全な発展に必要な資金調達方法（債権回収方法）としての債権譲渡と抵当権の制

度設計を見直す必要があると考えるからである。本稿では、主要な裁判例からその糸口を探ろうとするものである。

【1】福岡高判宮崎支部昭和三一・八・三〇下級民集八卷八号一六一九頁、判例時報一二六号一五頁〔質権と抵当権の物上代位〕

〔事案〕 目的債権・火災保険金請求権。Y (株式会社Y商店) は、昭和三〇年九月九日、A が所有する甲建物に根抵当権を設定し翌日登記した。A は、昭和三〇年一月二七日甲建物についてB 保険会社と火災保険契約を締結し、同日X (銀行) のために甲建物の火災保険金請求権を目的とする債権質権を設定し、同日B から承諾を得て同年一月一三日に承諾書に確定日付を得た。昭和三十一年五月一七日甲建物に火災発生。Y は、A に対する売掛代金の弁済にあてるため民法三七二条・三〇四条の物上代位権の行使として昭和三十一年五月二三日前記保険金請求権を仮差押え、同年六月七日のその債権の差押え及び転付命令を得た。B は債権者不確知を理由に供託。X は、Y の得た債権差押え及び転付命令の無効、供託金の還付請求権の確認を求めた。

〔判旨〕 「民法第三七二条、三〇四条第一項によれば、抵当権は、債務者が抵当不動産の売却滅失等により、他人より金銭その他の物を受くべき債権に対してもこれを行うことができる旨規定し、他に何等の制限規定もないから、保険金に対しても右物上代位の法則の適用があるものと解するのが相当である。」

「民法三〇四条第一項但書にいわゆる払渡又は引渡は債権の譲渡又は質入のように、債権をそのまま処分する行為をも包含するものと解すべきであるから、保険金請求権に対する質権と物上代位による差押えをした抵当権がある場合は、その優先順位は、質権設定の第三者に対する對抗要件を具備した時と、抵当権の場合はその抵当権の登記をした時ではなく、抵当権に基づく物上代位権による差押えの時にとの前後により決すべきであるとみるのが相当である。」

（分析）

1 本判決の意義

第一に、本件の当事者は、債権質権者が金融機関であり、抵当権者が株式会社Y商店である。本件では、抵当権登記が先行するY商店の物上代位よりも、金融機関の債権質が優先することになった。後述するように、この判決を契機として、抵当権者である金融機関が火災保険金請求権に質権を設定するという銀行実務を定着させることになった。

第二に、本判決は、火災保険金請求権への物上代位を認めた。商法学者による有力な反対があるものの、民法起草者・通説・判例の見解に従って、積極的に肯定した。⁽³⁾

第三に、優劣の根拠として、抵当権登記が先行するY商店の物上代位よりも、金融機関の債権質が優先するとした。この点については、学説に争いがあるので、つぎに整理する。

2 判例・学説の状況

（1）その他の裁判例としては、以下のようなものがある。

高知地判昭和四三・三・二六判例時報五二二六号七八頁は、船舶が座礁滅失したことによる保険金請求権をめぐる船舶抵当権の物上代位と債権質が競合した場合について、物上代位は抵当権者による差押えを要件として法律上特に認められた効力であり、抵当権の目的物とその代価等の請求権とは別個に処分することが可能であることから、抵当権者による差押えの時と債権質の第三者対抗要件を具備した時の先後によって決すべきであるとした。

また、福岡高判平成元・一二・二二判例時報一三五六号一三九頁は、船舶損傷の保険金請求権について、船舶先取特権による差押えと債権質が競合した場合、差押えが優先権取得の要件であることから、先取特権の差押えと債権質

の對抗要件具備の先後によるとした。

このように、従来の下級審判例は、本件判決と同じ見解を採用している。

(2) 従来^④の学説には、保険金請求権に関する抵当権の物上代位と債権質の優劣について、以下のような見解があった。^④

① 質権對抗要件具備時と抵当権の物上代位による差押時の先後

この見解は、物上代位は法が特に認めた権利である（大判大正十二・四・七民集二卷二〇九頁）として、物上代位の差押時を基準とするものであり、これを前提に抵当権者みずからが債権質を設定するという金融・保険実務の前提をなしてきたものである。

② 質権對抗要件具備時と抵当権登記時の先後

この見解は、物上代位は価値権たる担保物権の当然の権能であり、その對抗要件はすでに抵当権の登記によって備わっているとするものである。

③ 質権優先説、法定債権質説

前者は、保険金請求権に対する物上代位は理論上当然の帰結ではなく、わざわざ質権を設定したときは常に質権が優先するとするのに対して、後者は、抵当権者の権利はその登記によって公示されているから保険金請求権に法定債権質権が発生し抵当権が優先するとする。

近時の後掲裁判例【10】は、賃料債権について登記時基準説を採用した。火災保険金請求権と賃料債権の物上代位との関係をどのように説明すべきであろうか。高橋眞教授によれば、火災保険金請求権は代替的価値であり、賃料債権は派生的価値であることになる。^⑤ 両者の差異と再構築の関係については後述する。

3 銀行実務の定着

以上のように、この当時の学説には抵当権設定登記時と債権質對抗要件具備時との先後で優劣を決するという見解が有力であったにもかかわらず、本件判決を基準として、その後の火災保険金請求権に質権を設定するという銀行実務が定着した。すなわち、この判決以降は、金融機関が建物に対して抵当権者となる場合に、抵当権者が抵当権設定者に当該建物について火災保険契約を締結させた上で、抵当権者がその火災保険金請求権に債権質権を取得するという実務を定着させ最近まで継続させてきたものである。⁶⁾

【2】最判昭和五三・一一・一五判例時報九一六号二五頁〔債権譲渡と差押え〕⁷⁾

(事案) 目的債権・診療報酬債権。医師Aは、昭和三五年一二月にY₁(国民健康保険連合会。以下、連合会と略す)に対する昭和三五年一〇月一日から同三六年一月三〇日までの診療報酬債権をB(信用組合)に譲渡し、昭和三五年一二月九日Y₁に確定日付による通知をした。さらに、Aは、Y₂(社会保険診療報酬支払基金。以下、基金と略す)から支払いを受けるべき昭和三六年一二月一日から昭和三七年一月三十一日までの診療報酬債権を昭和三六年一二月Bに譲渡し、同月一日にY₂に通知した。

他方、Aに対して貸金債権を有するX(貸金業者)は、執行力ある正本に基づき、AのY₁に対する昭和三五年一月一日から昭和三六年一月三十一日までの診療報酬債権を差押え、その差押命令は昭和三五年一月一日から昭和三七年五月一日から昭和三七年六月三十一日までの診療報酬債権を差押え、その差押・取立命令は昭和三七年七月一二日Y₂に送達された。

XはY₁Y₂に対して取立訴訟により支払いを請求したが、Y₁Y₂は、強制執行の第三債務者に該当しないこと、上記債

権は譲渡され差押命令送達時には存在していなかったことを理由に支払いを拒絶した。

〔判旨〕「現行医療保険制度のもとでは、診療担当者である医師の基金や連合会など支払い担当機関に対する診療報酬債権は、毎月一定日に一ヶ月分づつ一括してその支払いがなされるものであり、その月々の支払額は、医師が通常の診療業務を継続している限り、一定額以上の安定したものであることが確実に期待されるものである。したがって、右債権は、将来生じるものであっても、それほど遠い将来のものでなければ、特段の事情のない限り、現在すでに債権発生の原因が確定し、その発生を確実に予測しうるものであるから、始期と終期を特定してその権利の範囲を確定することによって、これを有効に譲渡することができる。」

(分析)

1 本件の意義

診療報酬債権の譲渡について、「それほど遠い将来のものでなければ」、「現在すでに債権発生の原因が確定し」、「始期と終期を特定してその権利の範囲を確定することによって」、譲渡できるとした。本件で譲渡の対象となった診療報酬債権のうち、Y₁連合会に対する債権は既に医師が診療済みの債権（確定期限付債権）と、その延長上で、これから診療することによって発生する債権（条件付債権）との両方が含まれており、Y₂基金に対する債権はこれから診療することによって発生する債権のみであった。いずれにしても、期間は一年程度であるが、将来債権の譲渡を認められた点で意義があるとされている。

2 診療報酬債権の特殊性

例えば、現在の医療制度にあてはめると、C患者がA医師のもとで一〇万円の診療を受けた場合、三万円は診療を受けた患者（保険加入者）が支払い、残り七万円は基金が支払う。この七万円分の基金の支払義務は法律によって規

定され、第三債務者も法律により特定され、かつ、固定されている。したがって、患者Cは流動的であっても、それらの患者が将来負担する診療報酬債権の第三債務者は不特定ではない。法律的基础も存在する。⁽⁸⁾ その結果、この第三債務者に対する譲渡の對抗要件を具備することもできる。この点で譲渡目的債権の第三債務者が不特定の場合と異なることに留意しなければならない。

3 将来債権譲渡の要件

将来債権には、期限付債権、条件付債権など多種多様なものが存しうるが、発生が不可能でなければ譲渡可能性があることになる。⁽⁹⁾ 問題は、当該債権の取得を第三者に対抗できるかどうかである。

本件判決は、約一年間の診療報酬債権について、債権の発生が「それほど遠い将来のものでなければ」(第一要件)、②「現在すでに債権発生の原因が確定し」(第二要件)、③「始期と終期を特定してその権利の範囲を確定」(第三要件)することによって譲渡し、對抗要件を具備することができるとした。

第一要件は次の【3】判決でさらに拡大されるので、【3】判決で整理する。第二要件及び第三要件は、譲渡目的債権の存在(発生原因)と特定・範囲に関するものである。少なくとも、診療報酬債権の譲渡に関する限りでは、法律の規定により目的債権の発生原因があり、對抗要件の具備も可能であり問題はない。第三要件については、後掲【9】判決で争点となる。問題は、第二要件である。当事者の契約によって発生する債権の場合、債権の発生原因が必要か。この問題は、債権譲渡が可能かどうかの問題と對抗要件を具備することができるか、それはいつの時点かの問題を含んでいる。民法上は後者の場合、對抗要件は具備することができない(動産・債権譲渡對抗要件特例法を除く)。この点は、【9】判決で整理する。

【3】最判平成一一・一・二九民集五三卷一号一五二頁〔債権譲渡と国税差押え〕¹⁰⁾

(事案) 目的債権：診療報酬債権。医師Aは、昭和五七年一月一六日に同年二月一日から平成三年二月二八日までの八年三ヶ月分の診療報酬債権をY(リース業者)に譲渡し、昭和五七年一月二四日第三債務者であるB基金に對して確定日付ある証書により通知した。他方、X(国税庁)は、平成元年五月二五日、Aに對する国税滞納処分として、平成元年七月一日から平成二年六月三〇日までの診療報酬債権を差押え、同日差押通知が送付された。B基金は、差押えが競合する平成元年七月分から翌年六月分までを供託した。Xは、供託金還付金請求権を差押え、Yに對して確認訴訟を提起した。一審、二審ともXの請求認容。

(判旨) 破棄自判「将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡担保契約の締結時にあつては、——右債権発生の可能性が低かつたことは、右契約の効力を当然に左右するものではないと解するのが相当である。もつとも、——将来の一定期間内に発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約について、右期間の長さ等の契約内容が譲受人の営業活動等に對して相当とする範囲を著しく逸脱する制限を加え、又は他の債権者に不当な不利益を与えるものと見られるなどの特段の事情の認められる場合には、右契約は公序良俗に反するなどとして、その効力の全部又は一部が否定されることがある。」

(分析)

1 本判決の意義

診療報酬債権である点で裁判例【2】と同様である。裁判例【2】では約一年分の診療報酬債権が対象であるのに對して、本件判決では八年三ヶ月間の譲渡を認めたことに意義があるとされている。

2 診療報酬債権の要件との関係

【2】判決では、将来債権譲渡の要件として、債権の発生が①「それほど遠い将来のものでなければ」(第一要件)、②「現在すでに債権発生の原因が確定し」(第二要件)、③「始期と終期を特定してその権利の範囲を確定」(第三要件)していることをあげている。

まず、本件の譲渡目的債権としては、一二月診療分は一二月以降に弁済期が到来するので、既に診療分とその延長上にある債権が譲渡の対象になっている。確定期限付債権は既発生債権に期限が付されているのに対して、これから診療する債権は条件付債権であり、未発生債権であるといえる。しかし、このような将来債権も、第三債務者が特定し、かつ、その発生原因があり、範囲を特定できれば譲渡できることは、【2】判決ですでに認められた。

3 長期間の活動制限・不当な拘束

次に、本判決は、八年三か月分の譲渡を認めた。したがって、第一要件の「それほど遠い将来のものでなければ」と関係する。本判決が、「右期間の長さ等の契約内容が譲受人の営業活動等に対して相当とする範囲を著しく逸脱する制限を加え、又は他の債権者に不当な不利益を与えるものであると見られるなどの特段の事情の認められる場合」としたのは、第一要件を前提としたものであり、【2】を【3】判決で具体化したとも評価できるし、大幅に拡張したものであるとも評価できる。

診療報酬債権における本判決の意味は、前述のように、発生原因も第三債務者も特定・固定していることある。医師(病院)が廃業した場合、診療報酬債権が不正診療による場合などは、債権譲渡の効力に影響を及ぼす。また、診療報酬債権を譲渡した医師は、その後診療を続けても、八年間の譲渡分は基金から債権帰属者としては受領できないことになる。長期間の譲渡を受けた側も相当安定した病院でなければ譲受債権を額面どおりの価値に不安が生じると同時に、譲渡した側は診療してもその報酬を得られないことになり、長期間にわたる報酬を譲渡する仕組みは、必ず

しも健全で持続的な社会を形成する制度（資金調達方法）とはいえない。本判決が提起する公序良俗違反の可能性は、さらに具体化される必要がある。¹²⁾

また、質料債権の譲渡の場合、途中で退去する場合には、目的債権が発生する元の契約が消滅することになる。発生原因との関係で、【9】【10】判決で整理する。

4 将来債権の対抗要件

債権譲渡の対象となる債権は、譲渡当事者間の譲渡契約では、債権の発生が不可能でさえなければよい。したがって、本判決が言及するように、発生可能性の高い低い、【1】の火災保険金請求権等の例を見ればわかるように問題外である。火災保険契約を結んでも火災が発生する確立は極めて低い、譲渡・質入等の対抗要件は問題にされることなく肯定されてきたからである。

このような譲渡当事者間の有効性の問題と対第三者対抗要件とは別問題である。診療報酬債権については、前述のように、債権発生の原因が存在し、第三債務者も固定しているから、第三者対抗要件も問題ないが、一般の債権の場合、第二要件、第三要件が整わなければ対抗要件を具備することができないので、別途後述する。

5 動産・債権譲渡特例法との関係

第三債務者が特定しなくても一〇年間の第三者対抗要件を認める動産・債権譲渡特例法との関係が問題となるが、後述する。

【4】最判平成二二・四・二二民集五四巻四号一五六二頁〔譲渡予約完結と第三債務者対抗要件〕¹³⁾

（事案）目的債権…一切の売掛代金債権。X（商事株式会社）は、平成四年九月一日、取引先であるAと協議した結

果、AがXに対して現在及び将来負担する一切の債務を担保するため、AがY（電器株式会社）に対して有することになる一切の売掛代金債権をXに債権譲渡予約契約を締結した。平成五年一月五日、XはA廃業の通知を受けたので、Aとの特約に基づき本件予約完結の意思表示を行うとともに、Aから預託を受けていた債権譲渡通知書に必要事項を補充して譲渡通知を送付した。Yは譲渡通知を受領したにもかかわらずAに弁済したため、XはYに対して譲受債権の支払いを訴求した。

〔判旨〕「まず、債権譲渡の予約にあつては、予約完結時において譲渡の目的となるべき債権を譲渡人が有する債権から識別することができる程度に特定されていれば足る。そして、この理は、将来発生すべき債権が譲渡予約の目的とされている場合でも変わるものではない。

次に、本件予約によつて担保される債権の範囲は将来増減するものであるが、予約完結の意思表示がされた時点で確定するものであるから、右債権の額が本件予約を締結した時点で確定していないからといって、本件予約の効力が左右されるものではない。

さらに、本件予約においては、AにXに対する債務の不履行等の事由が生じたときに、Xが予約完結の意思表示をして、Aがその時に第三債務者であるYらに対して有する売掛代金債権を譲り受けることができるとするものであつて、右完結の意思表示がなされるまでは、Aは本件予約の目的となる債権を自ら取り立てたり、これを処分することができ、Aの債権者もこれを差し押さえることができるのであるから、本件予約が、Aの経営を過度に拘束し、あるいは他の債権者を不当に害するなどとはいえず、本件予約は、公序良俗に反するものではない。」

（分析）

1 本判決の意義

本件判決は、譲渡予約契約が有効であるためには譲渡目的債権の特定が必要であるとしている。對抗問題については、予約完結の意思表示とあわせて譲渡通知書が送付されていたために債権譲渡の第三債務者対抗力が認められた。この点で譲渡予約の意思表示に確定日付が付された裁判例【5】と異なる。

2 予約完結の意思表示と譲渡予約の意思表示

予約完結の意思表示は、移転の意思表示であり、譲渡予約の意思表示は、将来移転するかもしれないが現時点では移転していないという意思表示である。通知が第三債務者に受領された場合に、民法四六七条によって必要とされているのは、受領時点で弁済すべき自己の債権者が何時から誰かということである。¹⁵⁾

3 第三債務者対抗要件としての通知内容

債権移転の意思表示であれば、その債権が将来債権でも對抗できる。ここから債権が移転したか移転していないかが不明な通知は對抗要件にならないことを理解すべきである。これは、譲渡担保の通知をした場合にも類似の問題が生ずる。通知を受領した第三債務者が、この債権が譲受人に移転したのか、まだ移転していないか不明な場合には、そのような譲渡担保の通知には譲受人に移転したという対抗力を認めがたいからである。¹⁶⁾

4 包括根担保の効力

本件では、AがXに対して現在及び将来負担する一切の債務を担保するため、AがYに対して有することになる一切の売掛代金債権をXに債権譲渡予約契約を締結している。全ての被担保債権も目的債権も含まれる包括根担保予約契約である。このような担保形態の場合は、どの被担保債権をどの目的債権から回収しても良いので、互いの牽連関係は弱く、強い効力を付与する基礎を欠いていると思われる。確かに、一切の被担保債権と一切の目的債権とすれば、特定性には問題ないとされる。しかし、このような集中力（この目的物からこの被担保債権を回収するという対応関

係) のない担保方法について、個別担保よりも強い効力を認めるべきか検討の余地がある。また、予約形式でない債権譲渡担保の場合には、限度額も期間の制限もなく拘束する包括根担保は、本判決のいうように公序良俗に反しないか疑問の余地がある。¹⁷⁾

【5】最判平成二三・一一・二七民集五五巻六号一〇九〇頁〔譲渡予約の通知と国税差押え〕¹⁸⁾

(事案) 目的債権…ゴルフ会員権。Aは、昭和五九年七月二日、Y(ゴルフ株式会社)に預託金を預託し、本件ゴルフ会員権を取得した。翌三日、AはBに対して負担する債務の担保として本件会員権をB(銀行)に譲渡する予約契約を締結し、その後、Yは、AB間の本件譲渡予約を確定日付ある証書により承諾した。平成三年一〇月五日BはAに予約完結の意思表示をしたが、確定日付のある証書による通知又は承諾はなされなかった。他方、X(国税庁)は、Aに対する滞納処分として本件会員権を差押え、同年一〇月九日Yに差押通知書を送達した。

(判旨) 「民法四六七条の規定する指名債権譲渡についての債務者以外の第三者に対する對抗要件の制度は、債務者が債権譲渡により債権の帰属に変更が生じた事実を認識することを通じ、これが債務者によって第三者に表示されるものであることを根幹として成立しているところ、指名債権譲渡の予約につき確定日付のある証書により債務者に対する通知又はその承諾がされても、債務者はこれによって予約完結権の行使により当該債権の帰属が将来変更される可能性を了知するに止まり、当該債権の帰属に変更が生じた事実を認識するものではないから、上記予約完結による債権譲渡の効力は、当該予約についてされた上記通知又は承諾をもって、第三者に対抗することができないと解すべきである。」

(分析)

1 本判決の意義

本件は、譲渡予約の意思表示に確定日付が付されていたとしても、予約完結の意思表示に確定日付が付されていないから、第三者に対して債権譲渡の効力を対抗することはできないとしたものである。裁判例【4】から、当然に導かれる結論である。

2 第三者対抗要件としての通知内容・機能

債権譲渡の通知は、債権が譲受人に移転した旨の通知であることが求められている。将来移転するかもしれないという通知では、債権譲渡の対抗要件としては不十分である。最近の研究によると、譲渡通知の機能には、次の三つがある¹⁹とされている。①権利行使機能、②優劣決定機能、③第三債務者保護機能である。権利行使機能とは、譲渡通知が第三債務者に受領されることによって、第三債務者が自己の債権者を知り、その債権者に対して支払う義務を負い、その譲受人が第三債務者に対して権利行使できるということである。したがって、当該債権が譲受人にすでに移転したかどうか明確でなければ対抗要件としての通知の意味がないことになる。いずれにしても、裁判例【4】及び本判決から、移転か非移転か、非移転であるとすればその権利は何かが不明確な通知は対抗力を有し得ないということになる¹⁹。

譲渡通知はインフォメーションセンターとしての機能を有するとするが一般的見解である。しかし、これから譲り受けるかも知れない第三者の問い合わせに應ずる義務もそのような慣行も存在しない（系列会社の場合は別）。安易に問い合わせに應ずるならば信用危殆の可能性が生ずるとされる。また、移転か非移転か不明な通知は、第三債務者自身にも権利の帰属関係が不明確である。したがって、債権譲渡通知にはインフォメーションセンター機能はなく、前述の権利行使機能、確定日付つき通知による優劣決定機能、及び通知された者に支払えば第三債務者が免責さ

れるという第三債務者保護機能があると理解するのが妥当である。⁽²⁰⁾

債権譲渡担保の法的性質との関係では、譲渡担保を設定した旨の通知のみでは、譲渡担保契約時に債権が移転する見解、弁済期又は実行時まで債権は移転しないとの見解に分かれている。後者の学説では、譲渡担保の通知は債権譲渡の通知にはなり得ないことになる。同様の問題は、動産・債権譲渡特例法の譲渡登記についても妥当する。裁判例【9】で整理する。

ちなみに、本件では移転か非移転かが問題となったが、被担保債権及び目的債権は双方とも特定しており、裁判例【4】で問題となった根担保の効力の問題は生じない。したがって、被担保債権及び目的債権が個別的に特定されている方が対抗力を否定されていることに留意しなければならない。⁽²¹⁾

【6】最判平成一三・一一・二二民集五五巻六号一〇五六頁〔債権譲渡担保の効力と国税差押え〕⁽²²⁾

〔事案〕 目的債権…売掛代金債権等。X（流通系クレジットカード会社）は、平成九年三月三十一日、A社に対する一切の債権を担保するためにB社がC社に対して有する代金債権等（平成九年三月三十一日までの債権及びこの日から平成一〇年三月三十一日までに取得する債権）について譲渡担保設定契約を締結した。BはCに対して、平成九年六月四日、確定日付のある内容証明郵便をもって、債権譲渡担保設定通知を行い、同通知は同月五日にCに到達した。同通知には、「Bは、同社がCに対して有する本件目的債権につき、Xを権利者とする譲渡担保権を設定したので、民法四六七条に基づいて通知する。XからCに対して譲渡担保権実行通知がされた場合には、この債権に対する弁済をXにされたい。」旨の記載がされていた。平成一〇年三月二十五日、Bの手形が不渡りとなったことにより、Xは、Cに対し、同月三十一日、書面をもって本件譲渡担保設定契約について譲渡担保権実行の通知をした。同書面に確定日付は

ない。

他方、Y (国税庁) は、平成一〇年四月三日付け及び同月六日付の差押通知書をCに送達して、平成一〇年三月一日から同月二〇日まで及び同月二二日から同月三〇日までの代金債権等について、Cに対する滞納処分による差押えをした。Cは同五月二六日債権者不確知を理由に供託をし、Aは同六月二五日破産宣告を受けた。Xは、Yらに対し、本件債権の債権者であると主張して、弁済供託金の還付請求権を有することの確認を求めた。

〔判旨〕「甲が乙に対する金銭債務の担保として、発生原因となる取引の種類、発生期間等で特定される甲の丙に対する既に生じ、又は将来生ずべき債権を一括して乙に譲渡することとし、乙が丙に対し担保権実行として取立の通知をするまでは、譲渡債権の取立てを甲に許諾し、甲が取り立てた金銭について乙への引渡しを要しないとした甲乙間の債権譲渡契約は、いわゆる集合債権を対象とした譲渡担保契約といわれるものの一つと解される。この場合は、既に生じ、又は将来生ずべき債権は、甲から乙に確定的に譲渡されており、ただ、甲乙間において、乙に帰属した債権について、甲に取立権限を付与し、取り立てた金銭の乙への引渡しを要しないとの合意が付加されているものと解すべきである。したがって、上記債権譲渡について第三者対抗要件を具備するためには、指名債権譲渡の対抗要件 (民四六七条二項) の方法によることができるのであり、その際に、丙に対し、甲に付与された取立権限の行使への協力を依頼したとしても、第三者対抗要件の効果を妨げるものではない。」

本件通知の記載については、「Xが、自己に属する債権についてBに取立権限を付与したことから、Cに対し、別途の通知がされるまではBに支払うよう依頼するとの趣旨を包含するものと解すべきであって、この記載があることよって、債権がXに移転した旨の通知と認めることができないとすることは失当である。」

(分析)

1 本判決の意義

現在の債権及びその延長上にある将来債権を譲渡した場合には、その債権を譲渡人に取立委任をしている場合であっても、また、担保のための譲渡であっても、民法四六七条の譲渡の通知によって、それらの債権は確定的に譲受人に移転しているとした。

2 譲受人から譲渡人への取立委任と通知内容

本判決は、既に生じ、又は将来生ずべき債権は、甲から乙に確定的に譲渡されるとする。理論的には、譲受人に債権が移転することと、取立委任がなされることは矛盾しない。さらに、譲渡担保契約の実行までA（譲渡人）に支払うように依頼している場合でもXに移転していることを認めている。

このような仕組みは、倒産隔離として資産流動化の場合に用いられる典型的な手法である。⁽²³⁾しかし、第三債務者からみれば、その旨が明確に伝えられなければ、きわめて複雑な法律関係が生じることになる。すなわち、すでにAの債権ではないのに、Aが依然として債権者であるかのように債権の取立や受領をしていることになるからである。これは第三債務者對抗要件の効力に影響を及ぼしうる。したがって、当該債権が譲渡人から譲受人に移転したことが明確に伝えられ、かつ、そのうえで取立委任がなされていることが明確でなければならない。前述の裁判例【4】【5】でも明らかになったように、第三債務者に債権譲渡と取立委任の双方が明確でなければならない。明確でない場合には、第三債務者対抗力が生じることがありうる。また、何かトラブルがあった場合、その責任を第三債務者に負わせるべきではない。その責任は、このような紛らわしい仕組みを用意し、利用した譲渡当事者が負うべきである（第三債務者保護の必要性）⁽²⁴⁾。

3 担保目的の譲渡と法的構成

本判決は、現在及び将来の債権を一括して譲渡した場合、その債権は譲受人に確定的に移転しているとす。そのうえで、前述のように、譲受人から譲渡人への取立委任があれば譲渡人は取立権限を有しており、矛盾はないとする。

しかし、当事者の契約は、その実体的権利についてみると、譲渡担保権の設定や譲渡担保権実行通知という契約内容となつている。それにもかかわらず本件判決が譲渡人から譲受人に確定的に譲渡されているとするのは、明らかに債権譲渡担保契約時に債権が譲受人に移転していると理解するほかないことになる。すなわち、譲渡担保の法的構成として債権移転構成を採用していることになる。そのことは、譲渡通知の内容からも言えることである。²⁶⁾

4 第三債務者の保護

本件のような仕組み（譲渡又は譲渡担保にした上で譲渡人に取立委任をする）は、第三債務者にとつては複雑な対応が求められる。譲渡と譲渡担保の判断、譲渡があつたのに受任者に支払うという判断、譲渡担保の実行があつた場合の判断、その間に譲渡人に抗弁権が生じた場合の判断などである。このような判断を常に適法に適切に対応することが求められることになる。このような場合のために、一般の弁済と異なる、債権譲渡特有の第三債務者保護規定が必要である²⁶⁾（裁判例【8】を参照）。

【7】最判平成一九・二・一五民集六一巻一四三頁（債権譲渡担保の對抗要件と国税法定納期限）²⁷⁾

（事案） 目的債権…売掛代金債権等。A社は、平成九年三月三十一日、X（流通系クレジットカード会社）との間で、B社がXに対して負担する一切の債務の担保として、C社との間の継続的取引契約に基づく本件目的債権をXに譲渡する旨の債権譲渡担保契約を締結したこと、それらの当事者、その通知の到達日（平成九年六月五日）、通知の記載

内容、Y(国税庁)による滞納処分などは、裁判例【6】と同様である。

そのうえで、Yは、平成一〇年四月一〇日、A社が同日現在滞納していた国税(これらの国税の法定納期限等は、平成九年九月三〇日ないし平成一〇年一月五日である)について、国税徴収法二四一条一項の規定により譲渡担保財産である本件債権から徴収するため、Xに対し、同条二項所定の告知をした。その後、C社は、平成一〇年五月二六日、債権者不確知を理由に供託した。Xは、平成一〇年五月二七日、Yに対し、Xが本件債権を譲渡担保財産としたのは本件国税の法定納期限等以前である旨を述べた書面を提出した。これに対して、Yは、平成一三年一月二二日、国税徴収法二四三条三項の規定に基づき、譲渡担保権者であるXを第二次納税義務者とみなし、さいたま地方法務局大宮支局供託官に債権差押通知書を送達して、供託金に係る還付請求権を差し押さえた。

(判旨)「将来発生すべき債権を目的とする譲渡担保契約が締結された場合には、譲渡の目的とされる債権が特定されている限り、その債権が将来発生したときには、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない限り、譲渡担保の目的とされた債権は譲渡担保契約によって譲渡担保設定者から譲渡担保権者に確定的に譲渡されているのであり、この場合において、譲渡担保の目的とされた債権が将来発生したときには、譲渡担保権者は、譲渡担保設定者の特段の行為を要することなく当然に、当該債権を担保の目的で取得することができるものである。そして、前記の場合において、譲渡担保契約に係る債権の譲渡については、指名債権譲渡の對抗要件(民法四六七条二項)の方法により第三者に対する對抗要件を具備することができるのである。

以上のような将来発生すべき債権に係る譲渡担保権者の法的地位にかんがみれば、国税徴収法二四三条六項の解釈においては、国税の法定納期限等以前に、将来発生すべき債権を目的として、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない譲渡担保契約が締結され、その債権譲渡につき第三者に対する對抗要件が具備されていた場合には、譲渡

担保の目的とされた債権が国税の法定納期限等の到来後に発生したとしても、当該債権は「国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている」ものに該当すると解するのが相当である。

前記事実関係によれば、本件契約においては、約定の担保権実行の事由が生じたことに基づき、XがCに対して担保権実行の通知をするまでは、Aがその計算においてCから本件目的債権につき弁済を受けることができるものとされていたというのであるが、これをもって、本件契約による債権譲渡の効果の発生を留保する付款であると解することはできない。」

(分析)

1 本判決の意義

本判決は、将来債権の譲渡には特定性が必要なこと、特約がない限り将来債権が発生したときに確定的に移転するとした。本件争点との関係では、国税の法定納期限以前に将来債権の譲渡につき第三者に対する対抗要件が具備されていた場合には、譲渡担保の目的とされた債権が国税の法定納期限等の到来後に発生したとしても、当該債権は国税徴収法二四六項にいう「国税の法定納期限以前に譲渡担保財産となっている」ものに該当するとされた。

2 譲渡担保権の法的構成

本判決も、将来債権は、債権譲渡の効果の発生を留保する特約がない限り、その債権が将来発生したときに、譲渡担保権設定者から譲渡担保権者へ確定的に移転とする。また、その対抗要件は指名債権譲渡の対抗要件(民法四六七条二項)の方法で良いとする。⁽²⁸⁾

この結果、譲渡担保権の実行までA(譲渡人)が取り立てる場合という特約があっても、債権譲渡の対抗要件を肯定した裁判例【6】と同旨であると考えることができる。いずれも、譲渡担保の債権移転構成を採用しているといえ

よう。それは国税債権との優劣の基準からもそのように考えざるを得ない。

3 国税債権の差押えと債権譲渡の優劣

本判決は、国税債権と債権譲渡の優劣について、国税の法定納期限と将来債権譲渡の対抗要件具備の時点の先後を基準とした。とくに、国税債権については、国税の法定納期限が他の譲渡・担保権設定・差押えなどの優劣の基準となることが法定されている。本件の将来債権について、債権譲渡の対抗要件が先(六月五日)で、その後に国税の法定納期限(平成九年九月三〇日ないし平成一〇年一月五日)が到来し、継続的取引に基づく将来債権が各月ごとに発生する場合、仮に、譲渡担保の目的とされた債権が国税の法定納期限等の到来後に発生したとしても、当該債権は国税徴収法二四六六項にいう「国税の法定納期限以前に譲渡担保財産となっている」から、国税の優先権をもってしても、それよりも対抗要件が先の債権譲渡に優先できないとしたものである。

この事件はきわめて注目されたが、例えば火災保険金請求権等のような将来債権譲渡に関する裁判例【1】【2】【3】【4】などからみても、目的債権の範囲、その発生原因、第三債務者が特定し固定している場合には、将来債権がいつ発生したかではなく、債権質権、債権譲渡、差押えなど譲渡の対抗要件が具備された先後で決せられてきたものであり、これが認められるか否かは実務界にとって重大な問題であるが、理論的には従来判例法理の延長上にあるもの⁽²⁹⁾と考える。

4 国税債権の差押えと代物弁済条項

将来債権をめぐり、国税の法定納期限と代物弁済条項の効力が争われた多くの裁判例があるが、後述する。

【8】最判昭和六一・四・一一民集四〇巻三号五五八頁〔債権譲渡の解除撤回と差押え〕⁽³⁰⁾

(事案) 目的債権：運送代金債権。X (運送会社) は、昭和五四年六月二七日訴外 A 運輸会社から Y (運輸会社) に対する昭和五四年七月末日までの運送代金債権五十一万余円の譲渡を受け、A 社は、同年六月二八日ころ到達の確定日付のある書面をもつて Y に対し、本件債権譲渡の通知をした。X は、同年七月六日、Y から本件債権のうち二六六万余円の支払を受けた。

A 会社は、本件譲渡通知ののち、同年八月八日ころ、X の債務不履行を理由に本件債権譲渡を解除し、そのころ Y に対し、その旨通知したが、右解除が A の誤解に基づくものであることが判明し、同年九月一日ころ、Y に対し、前記解除を撤回する旨の通知をした。

他方、B (債権者) は、A に対する債権に基づき、A の Y に対する本件債権中二一五余円について、同年八月一日仮差押命令を、更に、同年一月一日債権差押・取立命令を得、右各命令は、それぞれそのころ Y に送達された。

Y は、前記解除通知を受ける以前に A 会社代表者から本件債権譲渡契約を解除する旨聞き及んでいたので、右解除は有効にされ、本件債権は A 会社に復帰したものと信じていたところ、その後右仮差押命令の送達を受けたのちに、A から右解除の撤回の通知を受けて、A の一貫しない態度に不審を抱かなくなかつたが、更に右債権差押・取立命令が送達され、かつ、右命令により被差押債権の取立権者とされる B の代理人たる弁護士から再三の催告を受けて、裁判所の判断に過誤なきものと考え、右命令に従つて、同年一月二二日、本件債権部分の二一五万余円を B の右代理人に対して支払つた。なお、X は、Y に対し、同年九月二八日ころ支払催告書で支払請求したほか、その後、時折口頭の支払催告をした。

以上の事実関係のもとにおいて、X は、Y に対し、本件債権の残額二四四万余円と遅延損害金の支払を求めた。

(判旨) 「原審の確定したところによれば、本件債権部分の二重の譲受人と同視しうる立場にある X と B の対抗関係に

おける優劣は、譲渡人であるA会社の確定日付のある文書による本件譲渡通知の破産会社に到達した日時と前記仮差押命令がY会社に送達された日時の先後によるべきものであつて、Xが唯一の債権者であり、Bの得た前記の仮差押命令及び差押・取立命令は、A会社に帰属しない債権を対象としたものとして、Xに対してはその効力を主張しえず、無効であつたが、右仮差押命令等を得たBは本件債権部分の取立権者としての外形を有し、右債権の準占有者に当たるといふことができるから、同人に対する弁済につき民法四七八条の規定の適用があるものといふべきである。

次に、債権の準占有者であるBに弁済したY会社の過失の有無について検討すると、民法四六七条二項の規定は、指名債権の二重譲渡につき劣後譲受人は同項所定の對抗要件を先に具備した優先譲受人に対抗しえない旨を定めているのであるから、優先譲受人の債権譲受行為又はその對抗要件に瑕疵があるためその効力を生じない等の場合でない限り、優先譲受人が債権者となるべきものであつて、債務者としても優先譲受人に対して弁済すべきであり、また、債務者が、右譲受人に対して弁済するときは、債務消滅に関する規定に基づきその効果を主張しうるものである。したがつて、債務者において、劣後譲受人が真正の債権者であると信じてした弁済につき過失がなかつたというためには、優先譲受人の債権譲受行為又は對抗要件に瑕疵があるためその効力を生じないと誤信してもやむを得ない事情があるなど劣後譲受人を眞の債権者であると信ずるにつき相当な理由があることが必要であると解すべきである。そして、原審の確定したところによれば、A会社の本件譲渡通知のY会社に対する到達日がBの得た本件債権仮差押命令のY会社への送達日より早かつたというのであるから、債務者であるY会社としては、少なくとも、準占有者であるBに弁済すべきか否かにつき疑問を抱くべき事情があつたといふべきであつて、Bの得た前記の仮差押命令及び差押・取立命令が裁判所の発したものであるとの一事をもつて、いまだY会社にBが眞の債権者であると信ずるにつき相当の理由があつたといふことはできないから、Y会社が、前示のとおり、前記債権差押・取立命令等を発した裁判

所の判断に過誤なきものと速断して、取立権限を有しないBに対して弁済したことに、過失がなかつたものとするこ
とはできない。」

(分析)

1 本判決の意義

本判決は、二重に譲渡された指名債権の債務者が、優先譲受人よりのちに対抗要件を具備した劣後譲受人に対してした弁済についても、民法四七八条の適用があるとした。さらに、問題は、民法四七八条の適用は認めるが、先にXへの対抗要件が具備され、後にBの差押えがあった場合、Bの差押・取立命令が裁判所の発したものであるというこ
とだけでは、第三債務者が無過失であったとはいえないとしたことである。

2 債権の準占有者規定(民法四七八条)の適用

二重譲渡や差押えその他の対抗問題における劣後者への弁済について、民法四七八条の適用を肯定する見解が多い。これに対して、本件について、債務者が債権譲渡通知の具体的内容を問題なく認識できる場合には債権の準占有者規定を適用すべきでないとする見解や劣後することにより無効となった転付命令・取立命令を得た者に対して善意で弁済した場合に民法四七八条の適用があるかどうかの問題であるとする見解などがある。³¹⁾

3 第三債務者の無過失

問題は、その過失認定についてである。本件事案では、Xへの譲渡の関する対抗要件が先に到着し、その後Bの差押命令が送達された場合であり、双方の対抗要件が具備された後に弁済したケースである。この場合には、従来より判例は、優先する者への弁済を義務付けてきた。³²⁾ Yとしては、明確に確認をするか、又は供託する方法もある。劣後者に弁済した場合には、不当利得返還請求によって処理されることになる。Xの側に紛らわしい解除や撤回があり、

過失相殺も問題となりうる。いずれにしても、債権譲渡は、第三債務者に対して一方的に新たな負担を課すことが少なくない。

これに対して、本件事案と異なるが、Xへの譲渡(四月一日)につき確定日付のない通知が到達(同三日)し、Yが同五日に譲受人Xに弁済したが、Bへの譲渡(四月二日)が行われ確定日付のある通知が同六日に到達したような場合である。この場合には、Yの弁済は民法四七八条適用の問題ではないとする見解が多い。第二譲渡通知の到達前に、弁済によってYの債務はすでに消滅しているからである。⁽³³⁾しかし、弁済する前に二重譲渡が発生していることも事実である。このような場合には、民法四六七条が適用される余地があるのではなからうか。無論、この場合にも第三債務者を免責すべきであると考ええる。しかし、本判決のように無過失にならない場合があるとすれば、第三債務者はまったく関知しないところで不利益を受けることになる。⁽³⁴⁾

4 第三債務者の保護規定

譲渡契約当事者間において、債権譲渡が第三債務者に秘されたり、取立委任などの複雑な仕組みの下で債権譲渡が行われている。裁判例【6】【9】などでも指摘したように、民法四七八条(債権の準占有者に対する弁済)の適用範囲を超える第三債務者の保護に関する特別規定が必要である。⁽³⁵⁾

【9】最判平成一四・一〇・一〇民集五六巻八号一七四二頁〔終期のない債権譲渡登記と終期のある債権譲渡登記〕⁽³⁶⁾

(事案) 目的債権…業務委託契約に基づく報酬債権。X(出版貿易会社)は、平成一二年二月一〇日、訴外A会社との間で、XのAに対するリース契約に基づく債権を担保するために、AがBら六社との間の法人会員契約又は業務委託契約に基づいて同社らに対して取得する報酬債権で、既に発生し、又は将来発生する債権(将来XがBに対して債

債権譲渡特例法 2 条 2 項の規定による通知をするまでに A B 間で発生する報酬債権のうち、X の A に対する債権の残高に充つるまでの部分を譲り受ける旨の債権譲渡担保契約を締結した。

X と A は、本件債権譲渡担保契約において、X は A が支払を停止し、又は手形若しくは小切手の不渡りを発生させたときに B らに対して上記通知をすることができると、X は同通知を発送するまでは A に本件報酬債権の取立てを委託し、A は B らから取立てた金銭を、担保が解除されるか、又は X から引渡ししの請求を受けるまで保管することを合意した。

本件債権譲渡担保契約に係る債権譲渡について、平成一一年三月四日一四時四六分に債権譲渡登記がされたところ、本件債権譲渡登記には、譲渡に係る債権の発生年月日として、各債務者ごとに、発生年月日の始期は記録されているが、その終期は記録されていない。

Y (金融サービス会社) は、平成一一年五月二六日ころ、A から、Y が A に対して有する貸金債権などの弁済に充てるため、本件報酬債権のうち平成一〇年四月一日から平成一二年三月二日までの間に発生するものを譲り受け、平成一一年五月二八日一三時五七分にその旨の債権譲渡登記がされた。

A が平成一一年八月四日に手形不渡りを出したため、X は、同日、B らに対して債権譲渡特例法 2 条 2 項の規定による通知を発送し、同通知は、そのころ B らに到達した。Y は、平成一一年七月二六日、B らに対して、同項の規定による通知をした。B らは、本件報酬債権について、債権者を確認することができないとして、供託をした。

(判旨) 「債権譲渡登記に譲渡に係る債権の発生年月日の始期は記録されているがその終期が記録されていない場合には、その債権譲渡登記に係る債権譲渡が数日にわたって発生した債権を目的とするものであったとしても、他にその債権譲渡登記中に始期当日以外の日に発生した債権も譲渡の目的である旨の記録がない限り、債権の譲受人は、その

債権譲渡登記をもって、始期当日以外の日に発生した債権の譲受けを債務者以外の第三者に対抗することができないものと解するのが相当である。ただし、上記のような債権譲渡登記によっては、第三者は始期当日以外の日に発生した債権が譲渡されたことを認識することができず、その公示があるものとみることはできないからである。」

(分析)

1 本判決の意義

平成一〇年に債権譲渡対抗要件特例法(法律一〇四号)に基づく債権譲渡登記制度が創設された。債権の譲受人は、第三債務者が特定している場合に、第三債務者に通知承諾を得ることなく、譲渡登記によって第三者対抗力を具備するものとして制定された(その後平成一六年法律一四八号によって動産・債権譲渡特例法に改正され、債権譲渡については第三債務者不特定の場合にも対抗要件を具備できるようになった)³⁶。

本判決は、債権譲渡対抗要件特例法により、債権譲渡登記の譲渡に係る債権の発生期日の始期のみが記載されている場合、他に始期以外の日に発生した債権も、譲渡の目的である旨の記載がない限り、債権の譲受人は、始期以外の日に発生した債権の譲渡を第三者に対抗することができな³⁷とした。

2 債権譲渡特例法の第三者対抗要件

まず、この債権譲渡対抗要件特例法の第三者対抗要件については、診療報酬債権に関する裁判例【1】【2】の延長上で説明される場合が多いが、民法の債権譲渡対抗要件と同列のものが問題である。この点は次節で検討する。

また、譲受人と第三債務者間で行使できない効力を第三者対抗要件として具備するというのはこれまでにない考えである。すなわち、譲受人に、前述の裁判例【5】の権利行使機能がない場合には、この権利行使機能を第三者に対して優先するということもないからである。しかし、対抗要件特例法は、譲受人が第三債務者に対する権利行使機能

を有しないのに、債権帰属の優劣決定機能のみを付与した。この点で、従来の民法の議論と離れた極めて技巧的な仕組みといえる。この特例法による第三者対抗要件も、対抗要件である以上、一定の公示方法が具備されなければ、他の第三者、すなわち譲受人、質権者、差押債権者、抵当権の物上代位との優劣を決することができない（対抗要件のスタートラインの公平性）。その意味で債権の特定性が必要である。第三者対抗力を決する時点では、どの債権について優先するのか決める必要がある。目的債権も具体的に特定していなければならないことになる。そうでなければ、裁判例【4】で指摘した包括根担保としての効力が問題となる。第三債務者の特定を必要としない改正法では、よりいつそう民法の制度から乖離することになるのではなからうか。³⁷⁾

3 譲渡担保と譲渡の公示

債権譲渡登記は、担保の目的の場合にも利用されることが前提とされている。前述のように、債権譲渡と債権譲渡担保は、債権移転構成では移転という点では一致しているが、後者は担保設定であり債権は弁済期や実行まで移転しないと解する見解では、実体と公示とが矛盾する制度が導入されたことになる。また、担保目的の利用であれば債務者（譲渡人）の権利（清算請求権等）を保護するというのがこれまでの判例法理であり、被担保債権や極度額の登記が必要ではなからうか。³⁸⁾ 当事者の実体的権利と第三債務者及び第三者に対する公示内容の一致に対する検討が不十分であり、従来の堅実な法制度を劣後化・不安定化させるきわめて技巧的な制度であると考ええる。

4 債権発生原因となる契約の当事者交代

例えば、マンション一〇一〇号室の賃料債権について、特例法により一〇年間の第三者対抗要件が具備されている場合、その終期までに、マンションの所有者が交代したとき、又は入居者が交代したとき、この第三者対抗力は維持されるのであろうか。³⁹⁾ 民法上の債権譲渡の対抗要件では、当該賃貸借契約から生ずる債権について譲受人Bの取得に

対抗力が与えられる。したがって、裁判例【3】の診療報酬債権の譲渡のように、第三債務者（診療報酬債権支払基金）が固定している場合は八年三ヶ月の対抗力でも問題はなかった。これに対して、賃料債権の一〇年間分について対抗力はあっても、それはAC間の賃貸借契約から生ずる賃料債権であり、二年後に賃借人がDに交代した場合、その賃料債権はADの契約によって生ずる別の債権であるから、引受契約でもない限り、Dには対抗力は及ばない。マンションの所有者が抵当権の実行によって交代した場合はどうか。建物本体の抵当権の効力と派生的利益である賃料債権に対する対抗力の関係が検討されなければならない。

【10】最判平成一〇・一・三〇民集五二巻一号一頁〔債権譲渡と抵当権の物上代位〕⁽¹⁰⁾

（事案） 目的債権：賃料債権。X（ファイナンス会社）は、平成二年九月二八日、A会社に対し、三〇億円を、弁済期を同五年九月二八日と定めて貸し付けた。Xは、平成二年九月二八日、B会社が所有する本件建物（共同住宅店舗倉庫）について、XのA産業に対する右貸金債権を被担保債権とする抵当権設定契約を締結し、かつ、その旨の抵当権設定登記を経由した。A産業は、平成三年三月二八日、約定利息の支払を怠り、右貸金債務についての期限の利益を喪失したのち、平成四年一二月に倒産した。

Bは、本件建物を複数の賃借人に賃貸し、従来の一箇月当たりの賃料の合計額は七〇七万余円であったが、本件建物の全部をY会社に賃貸してこれを現実に利用する者についてはYからの転貸借の形をとることとし、平成五年一月二日、本件建物の全部を、Yに対して、期間を定めずに、賃料月額二〇〇万円、敷金一億円、譲渡転貸自由と定めて賃貸し、同月一三日、その旨の賃借権設定登記を経由した。

C会社は、平成五年四月一九日、Bに対して七〇〇万円を貸し付けた。BとCは、その翌日である同月二〇日、

本件建物についての平成五年五月分から同八年四月分までの賃料債権を右貸金債権の代物弁済として B が C に譲渡する旨の契約を締結し、Y は、同日、これを承諾した。右三者は、以上の趣旨が記載された債務弁済契約書を作成した上、これに公証人による確定日付 (平成五年四月二〇日) を得た。

X は、平成五年五月一〇日、抵当権者の物上代位権に基づき、B の Y に対する本件建物についての賃料債権のうち三八億六九七五万余円に満つるまでの部分を差し押さえる旨の差押命令を発し、右命令は同年六月一〇日に第三債務者である Y に送達された (なお、X は、その後、被上告人の転借人に対する本件建物の転貸料債権について抵当権に基づく物上代位権を行使して差押命令を得たので、同六年四月八日以降支払期にある分につき、右賃料債権の差押命令の申立てを取り下げた)。

(判旨) 「民法三七二条において準用する三〇四条一項ただし書が抵当権者が物上代位権を行使するには払渡し又は引渡しの前に差押えをすることを要するとした趣旨目的は、主として、抵当権の効力が物上代位の目的となる債権にも及ぶことから、右債権の債務者 (以下「第三債務者」という。) は、右債権の債権者である抵当不動産の所有者 (以下「抵当権設定者」という。) に弁済をしても弁済による目的債権の消滅の効果を抵当権者に対抗できないという不安定な地位に置かれる可能性があるため、差押えを物上代位権行使の要件とし、第三債務者は、差押命令の送達を受ける前には抵当権設定者に弁済をすれば足り、右弁済による目的債権消滅の効果を抵当権者にも対抗することができることにして、二重弁済を強いられる危険から第三債務者を保護するという点にあると解される。

右のような民法三〇四条一項の趣旨目的に照らすと、同項の「払渡又ハ引渡」には債権譲渡は含まれず、抵当権者は、物上代位の目的債権が譲渡され第三者に対する対抗要件が備えられた後においても、自ら目的債権を差し押さええて物上代位権を行使することができるものと解するのが相当である。

けだし、(一) 民法三〇四条一項の「払渡又ハ引渡」という言葉は当然には債権譲渡を含むものとは解されないし、物上代位の目的債権が譲渡されたことから必然的に抵当権の効力が右目的債権に及ばなくなるものと解すべき理由もないところ、(二) 物上代位の目的債権が譲渡された後に抵当権者が物上代位権に基づき目的債権の差押えをした場合において、第三債務者は、差押命令の送達を受ける前に債権譲受人に弁済した債権についてはその消滅を抵当権者に対抗することができ、弁済をしていない債権についてはこれを供託すれば免責されるのであるから、抵当権者に目的債権の譲渡後における物上代位権の行使を認めても第三債務者の利益が害されることとはならず、(三) 抵当権の効力が物上代位の目的債権についても及ぶことは抵当権設定登記により公示されているとみることができ、(四) 対抗要件を備えた債権譲渡が物上代位に優先するものと解するならば、抵当権設定者は、抵当権者からの差押えの前に債権譲渡することによって容易に物上代位権の行使を免れることができるが、このことは抵当権者の利益を不当に害するものといふべきだからである。

そして、以上の理は、物上代位による差押えの時点において債権譲渡に係る目的債権の弁済期が到来しているかどうかにかかわらず、当てはまるものといふべきである。」

(分析)

1 本判決の意義

バブル経済期における過剰貸付の結果、金融機関等がその債権回収に苦心していたとき、最高裁は、最判平成元・一〇・二七民集四三卷九号一〇七〇頁において、賃料への抵当権に基づく物上代位を肯定した。⁽⁴⁾その後、バブル経済崩壊により金融機関の不良債権回収が最優先課題となったときに、本判決は、この最高裁判決を前提として、賃料への物上代位と債権譲渡が競合した場合について、抵当権登記時基準説を採用し抵当権の優先弁済権能をさらに拡張し

たものである。

2 判決の四つの根拠

本判決では、抵当権登記時基準説を採る理由を四つ挙げている。①民法三〇四条の「払渡又は引渡」には債権譲渡は含まれていないこと、②目的債権譲渡後に物上代位を認めても第三債務者の利益を害することにならないこと、③抵当権の効力が物上代位の目的債権に及ぶことが抵当権設定により公示されていること、④債権譲渡が物上代位に優先するならば物上代位の行使を免れ抵当権者の利益を不当に害すること、である。

①については、裁判例【1】と反対であり、それまでは債権譲渡の對抗要件を具備することによって賃料は債務者に帰属するものでなくなるから對抗できないとされていた。②については、第三債務者保護説が採用されたとされている。しかし、およそ對抗問題において差押権者と譲受人の優劣を決する基準として第三債務者の保護が用いられることは他に例がない。また、第三債務者は優先する者へ弁済すれば免責されるからその者の保護を持ち出す必要もない。⁴²③については、公示の意味が不明確である。抵当不動産には賃貸不動産である場合もあればそうでない不動産もある。物件を見ただけでは賃貸不動産かどうか分からない。通常賃借権の登記はなされない。公示方法とは、賃借権やその期間等が個別具体的に表示されていて初めて、公示されているといえるのではなからうか。④前述裁判例【2】ないし【9】のように、債権譲渡の譲渡性及び対抗力は判例および立法によって広く拡大されてきた。そのような債権譲渡がここでは抵当権者を害するという。単に抵当権の物上代位だけにあてはまる論理は合理的とはいえない。もし、当該債権譲渡に詐害性があるならば、それを個別案件ごとに認定して徹底して排除すべきであろう。⁴³

3 第三債務者の保護

本件最高裁判決が採用した第三債務者保護説について、この見解は、賃料債権に対する抵当権に基づく物上代位が

行使された場合において、賃借人である第三債務者を保護するような措置を講じてきたのであろうか。現実には、賃料への物上代位によって、賃借人である第三債務者は多くの不利益を被る可能性がある。たとえば、金融機関を通じて賃料の自動引落しをしている場合が多いが、物上代位の差押えが月末に送達されたときに、自動引落しの停止をしない場合には、次月分の賃料を賃借人と差押権者に二重払いの危険が生じる。賃借人が債務超過の場合は返還を受けるのが難しい。また、物上代位権者に弁済するというその負担やその費用、場合によっては供託の費用、賃料が所有者に入らないことによる賃貸住宅の管理が荒廃するなどの負担が賃借人に生じうる。⁽⁴⁴⁾しかし、このような第三債務者の保護に関する配慮がこの見解によってなされたのであろうか。そのような見解が第三債務者保護説といえるのであろうか。

4 本体的利益と派生的利益

火災保険金請求権も賃料債権も独立の契約から発生する。抵当不動産から生ずる利益であるが、いずれも、独立の契約から発生する。抵当権設定契約があっても、保険契約や賃貸借契約がなければ、当該不動産からそれらの利益は発生しない。そして、所有者・設定者が、それぞれの債権（利益）の処分権もそれぞれについて行使できる。

他方で、抵当不動産本体に対する対抗力と派生的利益である賃料の対抗力をどのように考えるべきであろうか。抵当不動産に設定された対抗力は従物や従たる権利に及ぶ。物上代位によって派生的利益である賃料にも及ぶ（民法三七一条）。反対に、賃料に対する対抗要件の効力は、抵当不動産本体に対する効力にどこまで影響を及ぼすのであろうか。この点も、次節でさらに検討する。

5 制度設計からの再構築の必要性

以上で見てきたように、将来債権をめぐり、債権譲渡や債権譲渡担保と抵当権の物上代位・差押え・債権質・相

殺・代理受領などが競合しうる⁽⁴⁵⁾。また、債権譲渡対抗要件特例法との競合も生じうる。本判決の抵当権登記時基準説により抵当権の物上代位が債権譲渡に優先することになったが、特例法の第三者対抗要件との関係ではその効力が根底から覆される可能性もある(対抗要件のスタートラインの公平性)。不良債権の回収を最優先課題として実施してきた「場当たりのな対応」の結果ではなからうか。持続的発展のためには、民法の堅実な担保方法が劣後化・後退化・不安定化されてはならない。民法の制度設計がどうであったのかを見直し、再構築する必要があると考える。

〈注〉

- (1) 稲本洋之助他「地価バブルと土地政策(一九八五—一九九五)」東京大学社会科学研究所資料第一五集(一九九六年)、長谷川徳之助・稲本洋之助「地価バブルと土地政策」社会科学研究四七巻五号(一九九六年)、吉田克巳「経済危機と日本法—一九九〇年代」北大法学論集五〇巻六号一五二頁(二〇〇〇年)、吉田克巳「九〇年代日本法の変容」法律時報七二巻九号五頁(二〇〇〇年)、椿寿夫他「特集・バブル経済崩壊と法的諸問題」ジュリスト一〇三〇号一〇頁(一九九三年)、鳥谷部「バブル経済後の不動産担保—二〇〇三年担保法改正の批判的検討」広島法学三一巻一頁(二〇〇七年)等参照。不良債権問題については、谷啓輔「バブル崩壊と不良債権処理」東亜法学論集四号一頁(一九九九年)、岩原伸作他「座談会・金融機関の不良債権の実態と破綻処理スキーム」ジュリスト一一五一一頁(一九九九年)、北見良嗣「不良債権の回収と法」法律時報七二巻九号一六頁(二〇〇〇年)、北見良嗣「不良債権問題の早期処理に向けて」ジュリスト一二二四号二頁(二〇〇一年)、深尾光洋「不良債権処理と銀行への公的資金注入」ジュリスト一二四〇号三五頁(二〇〇三年)、須藤正彦「精説不良債権処理」経済法令(二〇〇四年)等を参照。
- (2) 裁判例【1】については、田川士郎・担保法の判例Ⅰ一三九頁、清水誠・民法判例百選Ⅰ総則・物権(第二版)一九四頁、道垣内弘人・損害保険判例百選(第二版)七八頁、西嶋梅治・銀行取引判例百選(新版)一六三頁など参照。
- (3) 中馬義直「保険金請求権への物上代位と保険金請求権上の質権との優劣」民法の争点Ⅰ一六四頁、田川・前掲一四一頁など参照。
- (4) 中馬・前掲民法の争点Ⅰ一六四頁、田川・前掲一四〇頁、西嶋・前掲一六三頁、松村寛治「物上代位と保険金請求権上の質権の優劣」損害保険判例百選八六頁など参照。

- (5) 高橋眞「抵当法改正と担保の法理」(有斐閣、二〇〇八年)一三頁以下参照。
- (6) 中馬・前掲民法の争点I一六五頁。
- (7) 裁判例【2】については、松本恒雄・広島法学四卷二号一三三頁、伊藤進・判例評論二四七号二二頁、椿寿夫・判例タイムズ四一
号五九頁、高木多喜男・担保法の判例II七八頁、吉原省三「将来の診療報酬債権の譲渡」金融法務九〇三号三頁、水沢孝「将来の
診療報酬債権の担保徴求ならびに管理上の問題(上・下)」手形研究二八六号四二頁、二八七号四二頁などがある。
- (8) 松本・前掲注(7)一一七頁参照。
- (9) 鳥谷部「将来債権の担保」NBL別冊一〇号「担保法の現代的諸問題」六五頁(一九八三年)参照。
- (10) 裁判例【3】については、潮見佳男・民法判例百選II〔第五版〕六六頁、池田真朗「将来債権譲渡の効力(一)(二完)」NBL六
六五号六頁、六六六号二七頁(一九九九年)、吉田和彦・NBL六八七号六二頁、角紀代恵・ジュリスト平成一一年度重要判例解説
八二頁、三林宏・私法判例リマックス二〇号四二頁、升田純・法学教室二二七号一〇二頁など参照。
- (11) 診療報酬債権の特殊性については裁判例【2】の分析を参照。
- (12) 公序良俗違反については、潮見・前掲注(10)六七頁、角・前掲注(10)八四頁、三林・前掲(10)四四頁など参照。
- (13) 高木多喜男「集合債権譲渡担保の有効性と対抗要件(上)(下)」NBL二三四号八頁、二三五号二三頁(一九八一年)参照。
- (14) 裁判例【4】については、浅生重機・金融法務一六〇四号十三頁、角紀代恵・金融法務一六二〇号二二頁、同・別冊ジュリスト一
七五号二〇六頁、池田真朗・判例評論五〇七号(判例時報一七四〇号)一一頁、河上正二・私法判例リマックス二三四頁、塩崎
勤・判例タイムズ一〇六五号七二頁、古積健三郎・民商法雑誌一二三卷六号八五頁、千葉恵美子・民事研修五二八号一八頁、同「集
合債権譲渡担保再考」西原道雄先生古希記念七一頁など参照。
- (15) これは、いわゆるインフォーマーションセンター機能でも公示機能でもなく、誰が権利行使権能を有しているかを、弁済をしなけ
ればならない第三債務者が知る必要があるためである(後述裁判例【5】を参照)。
- (16) 自己の債権者は誰かが明確か(権利行使機能)の問題と担保権設定か債権移転か、そのどちらの対抗要件かの双方の問題を含んで
いる。両者の点で明確でないものは対抗要件とはいえない。
- (17) 予約契約では移転についての債権的効力しか生じておらず、予約完結の時点で目的債務者移転についての特定性や不当に拘束する
ものでないかどうかの判断(譲渡当事者間で有効かどうか、対抗要件の具備に当たるか)が必要である。

- (18) 裁判例【5】については、池田真朗・NBL七四一七四一七四頁、同・判例時報一七八八号一七四頁、大西武士・判例タイムズ一〇九一号二六頁、富越和厚・法曹時報五四卷一〇号一八〇頁、石田剛・ジュリスト平成二三年重要判例解説七八頁、潮見佳男・私法判例リマックス二六号三四頁、加藤新太郎・判例タイムズ一一二五号三八頁、道垣内弘人・金融法務一六五二号一八頁、田高寛貴・判例タイムズ一〇九一四〇頁など参照。
- (19) 対抗要件は、設定又は移転される権利が公示内容と一致して初めて第三者が権利関係を知りうるものであり、これまで権利移転の公示が担保権設定や権利非移転の対抗要件となるということは認められていないのではかなろうか。
- (20) 古屋壮二「ドイツ債権譲渡制度の研究」(嵯峨野書院、二〇〇七年) 四六一頁以下参照。
- (21) 裁判例【4】は包括根担保であったが予約完結の時点では特定されていたと見られているが、被担保債権と目的債権のどちらも一切の債権となる場合は、結局どれでも良いので集中力に欠けるといえるのではなからうか。鳥谷部「権利の譲渡担保」法律時報六五卷九号一頁(一九九三年)、同「代理受領と法定相殺・相殺予約の競合(1)(2)」広島法学一八卷二二三頁(一九九四年)、一九卷四号六一頁(一九九六年)参照。
- (22) 裁判例【6】については、池田真朗・私法判例リマックス二五号三〇頁、千葉恵美子「いわゆる流動集合債権譲渡担保と対抗要件」ジュリスト一一二三号七二頁、田高寛貴「予約型債権譲渡担保の第三者対抗要件」判例タイムズ一〇九一四〇頁、角紀代恵・ジュリスト平成十三年重要判例解説七六頁、佐久間毅「将来債権の譲渡」(第三)債務者不特定の場合を中心に」ジュリスト一二二七号三一頁(二〇〇二年)など参照。
- (23) 倒産隔離は資産流動化による資金調達方法として重要な要素になっている。その仕組みについては、長崎幸太郎編「逐条解説資産流動化法」(金融財政、二〇〇三年)、佐藤一雄「不動産証券化の実践」(ダイヤモンド社、二〇〇四年)、木下正俊「私の資産流動化教室」(西田書店、二〇〇四年)など参照。
- (24) 譲受人であれば、債権者として第三債務者に対して債権の回収にあたるのがその権利者に相応しい形態である。対抗要件のみを具備するための債権譲渡は、債権譲渡としての実体を有しているといえるのか疑問の余地がある。
- (25) 本判決の考え方は、不動産譲渡担保についても従来の判例法理から類似のことが言える。不動産の所有権が債権者に移転(所有権移転構成)したとしても、債務者に目的不動産の受戻権、利用権及び清算請求権が帰属しうるものであり、その契約が不動産譲渡担保契約と差異が生じないか検討の余地がある。

- (26) 裁判例【8】を参照。民法(債権法)改正の問題として、手当てが必要である。
- (27) 裁判例【7】については、特集「決着! 将来債権譲渡担保と国税債権の優劣」NBL八五四号一〇頁以下、潮見佳男・NBL八五六号一頁、森田宏樹・金融商事二二六九号一頁、菅原胞治・NBL八五二四頁、池田真朗・銀行法務21・六七三三頁、同・金融判例研究一七号(金融法務一八二二号)三〇頁、田高寛貴・銀行法務21・六八三三頁、増田稔・ジュリスト一三四〇号一〇二頁、高野幸大・判例時報一九八七号一七八頁、四ツ谷有喜・法政理論四〇巻三二四号九七頁、鳥谷部・私法判例リマックス三六号一八頁等参照。
- (28) 債権譲渡担保権も債権譲渡の對抗要件(民法四六七条)でよいとすると、そもそも譲渡担保権は債権譲渡とどこが違うのか、両者はどのような関係にあるとかが明確にされなければならない。
- (29) 将来債権を一括で譲渡できるかという問題とその債権の移転時期や對抗要件具備が可能な時期の問題は異なる。本件は、その両方について積極的に肯定した判決である。
- (30) 裁判例【8】については、池田真朗・ジュリスト八七三三三頁、同・判例評論(判例時報一二二七号)三四頁、鎌田薫・法学セミナー三八四号一二二頁、藤原弘道・民商法雑誌九五巻第六号九五〇頁、吉田邦彦・北大法学論集三八巻四号三三三頁、下森定・ジュリスト昭和六一年度重要判例解説八八七号七四頁、本田純一・民法判例百選Ⅱ〔第五版〕八四頁、吉田光碩・判例タイムズ六二五号七九頁など参照。
- (31) 債権の二重譲渡の劣後譲受人に対する弁済は準占有者に対する弁済に当たらないとする学説が有力であった。藤原・注(30)八五頁参照。本件事案について、本田・注(30)八五頁は二重譲渡になるとするのに対して、下森・注(30)八五頁は典型的な意味での二重譲渡の事案ではないとする。また、池田・注(30)四二頁は、債権の二重譲渡の場合には民法四七八条の適用を慎重にすべきであるとする。
- (32) 大連判大正八・三・二八民録二五輯四四一頁、大判昭和七・六・二八民集一一巻一二四七頁、我妻栄『新訂債権総論』(岩波書店、一九七四年)五四四頁など参照。
- (33) 吉田光碩・注(30)七九頁参照。
- (34) 確定日付のない譲渡通知に対して即弁済することが直ちに無過失になるかどうかは検討の余地がある。また、遅延利息の問題があるが、通知到達後の一定期間遅延利息の発生を停止又は免責する手当てが必要なのではなからうか。譲渡人と譲受人の譲渡によって

第三債務者に発生する負担を軽減する必要がある。裁判例【5】で紹介した譲渡通知の第三債務者保護機能が検討されるべきである。

(35) 裁判例【9】については、矢尾渉・法曹時報五七卷三三二九頁、千葉恵美子・ジュリスト平成一四年度重要判例解説六九頁、潮見佳男・私法判例リマークス二八号三四頁、塩崎勤・判例タイムズ一一五四号四六頁、堀龍児・金融法務一六八四号二六頁など参照。

(36) 動産債権譲渡特例法の第三者対抗力については、法務省民事局参事官室第四課編『改訂版』Q & A 債権譲渡特例法「三頁、九頁以下(商事法務、平成一〇年)、植垣勝裕・小川秀樹『一問一答動産・債権譲渡特例法「三訂版」五頁(商事法務、二〇〇七年)などを参照。

(37) 極度額の定めがない包括根保証契約は無効である。同様に、包括根抵当権や根仮登記担保(仮登記担保法一四条)も優先弁済権を有しない。

(38) 動産や債権の譲渡が担保として用いられた場合に、何らの制限がないのは担保の法理に反する。一定の制限を設けるか、又は担保としての対抗力を劣後させるのが合理的であろう。前掲注(37)を参照。

(39) 民法上賃貸借契約から生ずる債権は、その当事者間の契約から生ずる債権であるから、当事者が代われれば譲渡の対抗力の効力も及ばないであろう。債権質や差押えの場合も同様である。動産・債権譲渡特例法の対抗力は、当事者が交代しても及ぶと理解するのが一般的である。前掲注(36)の文献を参照。

(40) 裁判例【10】については、野山宏・法曹時報五〇巻六号一七〇九頁、大西武士・判例タイムズ九七四号七七頁、清原泰治・判例評論(判例時報一六四三三三)一二三頁、升田純・金融法務一五二四号四四頁、加藤新太郎・NBL六五八号七三頁、古積健三郎・私法判例リマークス一九号二六頁、松岡久和・民商法雑誌二二〇巻第六号一〇〇四頁、高橋智也・東京都立大学法学会雑誌四〇巻一六六一頁、高橋眞・ジュリスト一一五七号六八頁、道垣内弘人・民法の基本判例(第二版)八四頁、今尾眞・民法判例百選I(第六版)一七六頁、伊藤進・NBL六三三七号八頁など参照。

(41) 抵当不動産の競売が困難で、かつ、債務者が賃借人から賃料を受け取っているにもかかわらず抵当権者に弁済しない場合など、賃料債権に対して抵当権の物上代位を認めること自体には合理性があると考えられる。問題はその基準である。

(42) 債権の二重譲渡における対抗問題の場合も第三債務者は同じ権利関係に立っているのではなからうか。そこでは、対抗関係の優劣

は客観的基準によって決せられ、第三債務者はその優先する譲受人に弁済すれば免責される（第三債務者保護機能）。

（43） 第一審は、本件債権譲渡は債権回収を妨害する行為であるとして権利の濫用に当たるとした。

（44） 鳥谷部「賃料をめぐる抵当権の効力」広島大学法科大学院論集一号八七頁（二〇〇五年）参照。

（45） 債権を目的とする担保の競合については、鳥谷部『非典型担保の法理』（信山社、二〇〇九年）六頁、一六頁、一〇一頁以下参照。

【追記】

本研究については、（財）全国銀行学術研究振興財団から研究助成を受けている。また、大阪における現代担保法研究会、早稲田大学における担保法制研究会などで報告の機会が与えられ、多くの参加者から貴重な意見をいただきました。